

平成23年度第1回宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成24年3月28日（水） 午前10時から11時40分まで
出席委員 伊藤吉里委員，熊谷さえ美委員，今野彩子委員，菅原真枝委員，高橋満委員，高橋さえ子委員，原田俊男委員，吉田浩委員，若生英俊委員，渡邊千恵子委員
欠席委員 小野寺由美子委員，菅野育男委員，佐々木悦子委員

1 開 会

事務局：本日はお忙しいところ，お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから，宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして，宮城県環境生活部の小泉部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ 宮城県環境生活部長

小泉環境生活部長：年度末の大変お忙しいなかお集まりいただき感謝申し上げます。また，男女共同参画審議会の委員に快諾いただきまして，心より御礼申し上げます。

昨年3月11日の大震災以来，行政のみならず各分野において被災地の復旧復興に向けて全力で取り組んできたのではないかと思います。県にとっても，1年で数年分をこなすような勢いで様々な取組を進めてきたところです。おかげさまをもちまして少しずつ復旧復興の兆しというか足がかりが見えつつある状況でございます。地域社会が落ち着くなかで，本来的な業務も取り組まなければならないと考えております。男女共同参画というのは非常に重要なテーマであり，今後とも県政の重要なテーマとして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

さて，男女共同参画審議会は女性委員が多いですが，課題である審議会や県庁の幹部職員の女性の登用について，積極的に進めておりますが，急速に成果を上げられるものではありません。それでも一歩ずつ前進しつつあるところでございます。

今日は，現在の男女共同参画に絡む施策の現状や今後の課題について説明をさせていただきますが，震災時の避難所や仮設住宅における課題も発生していると聞いております。いろんな意味で男女共同参画に絡む課題が今後とも出てくると考えていますが，しっかり取り組んで参りたいと考えておりますので，ご支援ご協力方お願い申し上げ，あいさつとさせていただきます。

3 委員紹介，会長副会長の選出

事務局：それでは，ここで，お手元にお配りしております出席者名簿の順に，委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

なお，今回改選後はじめての審議会ですので，ひとことずつ簡単な自己紹介をいただければと思います。

社団法人宮城県経営者協会事務局長の 伊藤 吉里 委員でございます。

伊藤吉里委員：経営者協会の伊藤吉里です。何期か務めさせていただいております。使用者団体という目線でいけたらと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局：公募委員の熊谷 さえ美 委員でございます。

熊谷さえ美委員：現在，KKRホテル，民間の教育事業のなかで女性として頑張っているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局：株式会社ユーメディア取締役の今野 彩子 委員でございます。

今野彩子委員：ユーメディアの今野でございます。2期目を務めさせていただきます。地元企業の雇用について男女共同参画を実践しているところですが、なかなか課題も多く四苦八苦しているところです。こちらで勉強させていただきながら取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：東北学院大学教養学部准教授の菅原 真枝 委員でございます。

菅原真枝委員：東北学院大学の菅原です。4期、7年目になります。前回と私自身で異なる点、出産と育児ということで、今朝も娘を預けてこちらに参りました。これまでは、学生、若者の視点とか、自分の研究である社会学、介護福祉高齢者の立場から考えていたんですが、これからは新たに子育ての視点も考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：東北大学大学院教育学研究科教授の高橋 満 委員でございます。

高橋 満委員：東北大学の高橋です。専門は社会教育。これまで教育関係の審議会が多かったんですが、仙台市で男女共同参画審議会を3期務めさせていただきましたが、そのときは県を横目に大変だろうと見ていたところであり、そこにまさか入るとは思いませんでしたが、施策の進め方というのは難しいところですが、皆さんと一緒に勉強しながら進めていけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局：公募委員の高橋さえ子 委員でございます。

高橋さえ子委員：登米市からまいりましたが、今回登米市の男女共同参画審議会の委員に参加させていただき、その中で男性と女性の意識の違いを自分たちがどういうかたちで認め合っていけばよいのかを考え、県の公募に応募させていただきました。先日委員名簿が届き、見たところとんでもないことをしてしまったと、後悔の念に駆られていますが、知識も学歴も一切ございません。どこまで皆さんに追いついていけるか自信もございませんが、何とか食いついていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：宮城労働局雇用均等室長の原田 俊男 委員でございます。

原田俊男委員：原田です。2年間委員をやりました。引き続きよろしくお願いいたします。

事務局：東北大学大学院経済学研究科教授の吉田 浩 委員でございます。

吉田 浩委員：東北大学経済学部の吉田です。加齢経済学という高齢社会の経済学をやっており、ひっくり返せば少子化の問題であり、突き詰めれば男女共同がきちんと子育てと働くことを両立できるかということでもあります。昨年、全都道府県の男女平等の統計をつくり、順位をしたところ1位が鳥取県、最後が埼玉県。埼玉県からずいぶんいろいろ言われ、鳥取県からは感謝されました。宮城県は27位と、良いとも悪いとも言えないところで、在任中に何とか10位内にと自分に目標を課して頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：富谷町長の若生 英俊 委員でございます。

若生英俊委員：富谷町長の若生です。選挙で選ばれる身は私だけですが、市町村長を代表するかたちで参画させていただきたいと思っております。町の現状を申し上げますと49,200人で、町政推進に当たっているところですが、職員数が270人、臨時パートがその倍、

550人くらいいます。まさに職員の採用、配置、登用、昇格等の最終決定権者ということになります。20人の部課長職のうち4人が女性でしたが、その2人が退職されることで、その後、すぐには女性登用しない状況ではありますが、男女共同参画は重要なテーマでありますので皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

事務局：尚絅学院大学生生活環境学科の渡邊千恵子 委員でございます。

渡邊千恵子委員：尚絅学院大学の渡邊です。今回新規委員として参加させていただきます。私は、現代家族について研究教育を進めてきました。男女共同参画というテーマは、この言葉ができる前から非常に重要なものとして取り組んでいました。2、3年前に名取市の委員として、共同参画の施策、取組について学ばせていただきました。今回は県の委員として、県でどのように男女共同参画を進めていくのか非常に興味を持っています。2年間、どうぞよろしくお願い致します。

事務局：なお、仙台農業協同組合代表理事専務 菅野 育男 委員、南三陸町立戸倉中学校長の小野寺 由美子 委員、佐々木悦子産科婦人科クリニックの 佐々木 悦子 委員につきましては、本日欠席でございます。次に、本県職員を紹介いたします。

環境生活部共同参画社会推進課長の佐藤謙一でございます。

同課男女共同参画推進班長の石田園美でございます。

本日の司会を務めさせていただきます。

共同参画社会推進課 男女共同参画推進班員の吉田拓雄でございます。

本日の会議の定足数について御報告申し上げます。

委員数13名のうち、出席委員10名、欠席3名で半数以上の出席となっており、男女共同参画推進条例第20条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、議事に入りますが、会長及び副会長につきましては、男女共同参画推進条例第19条第4項の規定により、互選によって定めることとなっております。本来であれば、仮議長を選任していただき、議事を進行すべきところですが、会長・副会長の選任まで、共同参画社会推進課長が進めさせていただくことについて御了承願いたいと思います。各委員の皆様方よろしいでしょうか。

(了承。共同参画社会推進課長による議事進行)

(委員の互選により、会長に高橋満委員を、副会長に吉田浩委員を選出)

事務局：ここからは、男女共同参画推進条例第19条第5項の規定により、高橋会長に会議の議長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席、副会長席へ御移動願います。

会長、副会長から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

高橋会長：会長に推薦いただきましてありがとうございます。男女共同参画、仙台での経験もそうだったんですが、大変大事な課題ではありますが、劇的に進むというのはなかなか難しいのではないかと感じております。先ほど、吉田委員が在任中にベストテンを目指すという宣言をされましたので、何か秘策をお持ちではないかと思っておりますので、吉田委員の

力をお借りしながら、任期の間少しでも前進する、それを我々委員としても確認できるような審議会でありたいと思います。会長ということですが、専門的な見識もあるわけではございませんので、皆様のお力添えをいただきながら進めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

吉田副会長：副委員長を仰せつかりました吉田です。私は経済学の研究をしていますので、この手の審議会ではどうしても憲法に基づいた正義の議論というのができますが、たまには損得の話をして良いのかと思っています。北欧では活きの良い魚、ノルウェーサーモンを沖で捕って港に運ぶまで、勢いよく保つためには鮭だけでなく、わざとナマズを入れるという。一つだけ違うものを入れるという。するとみんな緊張感をもって港までくるという。鮭の中のナマズという気持ちで頑張っていきたいと思っております。世界で一番男女共同が進んでいる北欧を見てきた。アジアで進んでいるのは、実は日本ではなく、台湾ということで、スウェーデンと台湾が同じランキング。ところがスウェーデンは出生率が高いが、台湾は日本より低かったりする。ただ箱だけを作ったんでは駄目なんだということで、仏を作って魂も込めた男女共同参画になるように努力して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4 議題

高橋会長：それでは議事に入らせていただきます。3つの議題があります。議題として

- (1)「宮城県の男女共同参画施策について」
- (2)「宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について」
- (3)「東日本大震災における宮城県の男女共同参画に関する取組について」

の3つの大きな議題があります。私どもの任期は3月19日から平成26年3月18日までの2年間でございます。宮城県の男女共同参画基本計画年度が23年度から28年度ということで、私たちの2年間の任期のなかで主な役割は、この計画がどのくらいどう進行しているのかということを確認し、修正をしながら前進をしていくというのが大きな役割になっていくと思われまゝ。今日は、県としての取組状況等、進行管理に関する議題となっております。それでは、議題1の「宮城県の男女共同参画施策について」を審議したいと思います。事務局から説明願います。

(1) 宮城県の男女共同参画施策について

(事務局(共同参画社会推進課長)から以下の資料に沿って説明)

【資料1】 男女共同参画推進条例(抜粋)及び男女共同参画審議会運営要領

【資料2】 平成24年度の共同参画社会推進課の取組について

配付資料1 宮城県の男女共同参画

高橋会長：どうもありがとうございました。関係する計画等の内容がたくさん盛り込まれているので整理しますと、我々が審議する男女共同参画の施策は、資料の男女共同参画基本計画第2次に基づき柱が立てられていると。この間に、恐らく各年次の実施計画が、つまり計画に基づき具体的に宮城県の行政施策でいくとどのぐらいの予算をどういう風にあてながらどういう事業を実施するかという実施計画があって、それで具体的に事業が毎年度各部局等を通して、あるいは市町村の取組をとおして進められていくと思われまゝ。資料の2ですが、特に行政の施策の体系と言うことで説明がありましたが、次の3枚目が具体

的な事業として、どういう事業をどのくらいの予算で行うのかという個別の事業の計画が示されているところです。今日は、基本計画を受けてどう理解していくのかということでご質問等ございましたらお願いします。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(了承)

高橋会長：膨大な内容がありますので、これから具体的に審議を進めるに当たって私たちはこれを読んで理解をしておいてくださいという内容だと思います。第1の議題は、報告を受けたということで終わりたいと思います。次に宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について事務局から説明をお願いします。

(2) 宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について

(事務局(共同参画社会推進課石田班長)から以下の資料に沿って説明)

【資料3】 宮城県男女共同参画基本計画の進行管理について

配付資料2 宮城県男女共同参画基本計画(第2次) (パンフレット, 冊子)

配付資料3 年次報告(平成23年度)

高橋会長：資料3により、ひとつは進行管理として日程的なところが示されました。これは例年このようなかたちで、各部局と事務局との間で準備が進められ、7月懇談会、我々と各部局との懇談会が行われ意見の交換があって、それを受けて8月に審議会で検討して審議会としての意見を取りまとめるという説明と具体的に進行管理をどう進めるのかということで基本計画の50の項目すべてに渡ってやるということで。この膨大な課題について事業の実施状況について調書が作成されてそれについて各部局との懇談会が行われ審議会としての意見を申し上げるという説明でした。これは例年までの進め方ということで、確認やもう少し違って進めていいのではというような意見がありましたらお願いします。

事務局：補足させていただきます。50の項目すべてが対象になりますが、個別にひとつひとつ意見を頂戴していくのでは時間も足りませんので、委員の皆様には担当する部門の関心のある部分について懇談会でご発言を頂くというかたちになっておりますので、何百もある事業について1個1個意見交換をしていくものではありません。

高橋会長：進め方として、各部局から実施調書が出てきてその段階で追加の資料やデータがあるともう少し理解がしやすいということで、前もって懇談会の前にリクエストする時間的な余裕はありますか。

事務局：とりまとめの時間を長くとっていますので、なるべく早めに取りまとめて事前に委員に見ていただき追加資料等のご希望があれば部局に手配したいと思います。

高橋会長：是非お願いします。今日、例としてあげられた審議会の状況ですと、具体的にそれぞれの審議会のパーセントがどれくらいになっているのかなども分かると。例えば、女性の登用率を高める条件があるのに低いところがあるかもしれない。あるいはこういう風にすればもっと高まるのではないかと、審議会としての助言もできるのではないかと

思います。他の項目も含めてやりとりができればと思います。質問等はございませんでしょうか。

せっかくですから、経験のある方、どういう雰囲気で懇談会が行われるのか、説明していただければありがたいのですが。

菅原委員：最初に懇談会に出席したときは、すごく雰囲気がピリピリしていて緊張した記憶があり、向こう側に座った各部局担当と我々が手元にある資料を基に意見交換をしていく訳ですが、向こうの担当の方も臨戦態勢でこちらの意見をどうかわさうか、という感じでした。回を重ねるにしたがってそういう感じはなくなってきて、担当の方も私たちの意見を待っているというか、アドバイス、助言をもっと良くしていくためにどういうことを取り組んだらいいでしょうかという生産的な意見交換ができるような雰囲気になってきています。それぞれの委員の方のバックグラウンドがありますので、そういうところからより深く入り込んだような話をたくさんできるような雰囲気ができつつありますので、是非その場を活かして県全体の男女共同参画の雰囲気を高めていけるような場にしていかなければと思います。

伊藤委員：3回目になりますが、最初はこの仕組みがなかったと記憶しています。2回目ぐらいから、直接部局の方と話ができると、部局での取組を資料だけでなく直接やりとりができる機会があるというのは良かったと思いました。そのときに一番おもしろかったのは、先ほど高橋委員からもありましたけれど、公募された方が率直な意見を言われていました。これはとても大事なことだと思います。ですから公募された方も大いに言っていただいて良いと思いますし、ご見識のある方はそれなりの立場でご発言されていたと感じています。我々として大事なことは、言って帰ったことが次にどうなっているのか。チェックではありませんが、進捗状況を見定めるという役割だと感じました。

今野委員：感想ですが、昨年初めて参加しまして、こちら側とあちら側というかたちがあり、一番びっくりしたのが、並んでいる方が何十人というのですが、皆さん男性であったことに最初は違和感を感じました。雰囲気に飲まれながらの参加でしたが、企業の雇用の面でいろいろ意見を出させていただいたなかで、よく男女共同に関する情報発信するときに法律の情報を出されるが、そうではなくて各分野で活躍されている女性のロールモデルであるとか、そういう情報発信が大事と申し上げた記憶があります。それが、今年度の新規事業ということで、これはたまたま私の発言があったかどうかは別として、主要事業に女性の情報発信というのが入っていたので、そういうことで取り上げられることもあるのかと思ったところでした。

高橋会長：経験のある委員の方からいろいろ教えていただきました。初めて相對するとどうしても身構えるところがあり、我々の発言も批判的に、どうしてこれができないのかという風になりがちかもしれませんが、今話を聞いて結局各部局も一生懸命やっていて、我々も審議会として男女共同参画を進めるという共通の立場にあるということを確認し、我々の審議会というのはできるだけ助言を含めて、いろいろ話をして一歩でも進むようなやりとりの場になれば良いと思いました。今野委員の話のように、具体的に施策として盛り込まれますと我々としても審議会としてのやりがいが見えるかたちになりますので、是非そういうかたちで今年度も進めていきたいと思いました。進行管理について、他に何かありますか。7月というのは、1日かけてやるのでしょうか。

事務局：これまでの例ですと2時間枠で、各分野に分かれて3つのグループに分かれて開催しています。例えば7月4日に教育・警察分野を、7月5日に環境・総務、7月6日には保健福祉・経済商工というなかたちで、委員の皆さんにも3つに分かれて2時間程度の枠でやる予定です。懇談会に当たっては、事前に委員の皆さんには資料を提示しご覧になっていただくよう時間をとって進めたいと考えております。

伊藤委員：委員が3つに分かれますので、希望があればこの部分を聞きたいという機会があればいいなと思います。

高橋会長：委員の方は、恐らくこの分野と思われている方もいるかと思います。むしろ新しい領域にチャレンジしたいということも含めて、委員の皆さんに希望を聞いて、その方の日程も含めて調整して、事務局、正副会長と協議をしながら進めていくかたちになるかと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひします。進行管理を終わりました「3東日本大震災における宮城県の男女共同参画に関する取組について」事務局から説明願ひします。

(3) 東日本大震災における宮城県の男女共同参画に関する取組について

(事務局(共同参画社会推進課石田班長)から以下の資料に沿って説明)

【資料4】 東日本大震災における宮城県の男女共同参画に関する取組について

高橋会長：震災と男女共同参画について、何か情報提供でも構いませんのでお願ひします。

熊谷委員：感想ですが、資料の13ページで都道府県防災会議に占める割合が3.6%、女性委員がゼロ、避難所運営の中心を担う自治会長の96%近くが男性という驚くべき数字ですが、これは私もホテルでいろいろ会議をやっていて常日頃感じる事なんです。そういう会議に女性がほとんどいないという現状を目の当たりにしています。これが普通の状態であれば、当然生活のことを考えれば自然発生的に出てくるものが出てこないというのを感じました。

事務局：ちなみに宮城県の防災会議の女性委員は1名です。

高橋会長：仙台市の男女共同参画審議会の会長時、県と同じように計画を作成し終了した時期だったんですが、そのときに新しい計画には防災の領域のなかでの男女共同参画の推進というのを大きい柱にした。宮城県、仙台では大きな震災があるだろうと言われていたので、地域レベルも含めて防災における女性の意思決定の参画も大事なので、その取組をしようという計画を立てた段階で、3月11日の震災となってしまった。その計画そのものはいきたわけではありませんが、仙台市の様子を聞いても男女参画課の職員は避難所の運営に全職員が配置されたので、独自の取組がなかなかできなかったと聞いています。恐らく津波の被災を受けた自治体はもっとそういう状況になっていたのと思います。

高橋さえ子委員：登米市には、南三陸町の被災された方が仮設住宅や避難所で生活されていきました。協議会に私たちも出席させていただきましたが、なかなか自治会長が決まらないという仮設住宅が多かった。男性はどうしても日中仕事にでなければならぬ生活があり、女性の方がもう少し活躍していただければ、もしかしたら自治会がうまく運営できるのではないかと。女性の方の意識が前に向かない状況がある。男性と女性の意識というのは、長い歴史で、宮城県のなかでもどうしても女性は一歩下がらなければならない、男性をた

てなければならないという意識の壁がある。本当はやればできるような方達でも、自治会長を引き受けてくれなかったという状況があった。そういうなかで私たち女性ができることは「できます」と言う声をあげて行動することが大事と感じさせられました。

若生委員：私も3月11日発災直後から災害本部の長として対応した立場から、具体例としてあがっている状況があらためて指摘しなければならない状況が、非常に不思議な感じがする。なぜこのような事態になってしまうのか、男女共同参画の視点がないからこうなるのではないのではないのか、ということで当たり前のことである。女性の方が担当するとか然るべきだったのではないのか。なぜこのようになったのか、問題意識をもったところです。その底流にあるものは何なのかという意見を申し上げたいと思います。

渡邊委員：高橋委員の言われたこともボランティアから伺いました。ボランティアとして集まったが、なかなか指示を出す人がいなくて、もっといろんなことができたはずと。例えば野菜をたくさん持ってきていただいた。だけど何をどうしたら良いか、どう調理したら良いのかがなく、結局腐らせてしまったと。そういう話をしていた高齢の女性がいました。やはりリーダーというか女性が活躍していくためにはリーダーとしての養成が必要なのではないかと。また、年配の女性の多くは、前にでて自分が指揮をとっていくというのはしづらい様子があると感じました。また13ページ以降の資料を拝見して非常にショックでした。こういう危機的な状況になったときに、男女共同参画という言葉でコーティングされていますが、昔の強い男性と弱い女性と子どもという構図がでてきてしまっていることに何とかしていかなくてならないと。そのときに女性のリーダー養成がとても大事だと思いました。

高橋会長：津波で被害を受けた市町村に入っていきますと国際的なNGOの団体のリーダーは女性なんです。女性の方が国際的には活躍されているが、日本の地域では男性が中心の運営をしている状況があります。これも大きな課題になってくるのではと思います。我々の基本的な役割は、23年から28年までの計画に基づいて進めていくと、それは間違いないのですが、どうでしょうか、3.11を踏まえて今の計画をそのままにして進めていくという位置づけなのか、やっぱり3.11を経て、これを変えろという訳ではありませんが、基本計画の中にあらためて震災に対応しての男女共同参画ということを経として追加していくことが必要なのではないかと感じています。いままでの審議会と計画の関係でいくとあり得ないのかもしれませんが、少し検討課題という思いをしています。3.11が何もなかったかのようにということではないのですが、取組がこういうかたちで具体的に項目をあげて提起されていますので、それを根拠づけるような計画の中に少し追加をするような必要があるのではないかと思いますのでどうでしょうか。

事務局：この計画の修正になるのか、あるいは計画は計画として震災関連のことについて新たに追加部分を取りまとめるのか、いろいろな体裁の問題はさておき、そのような取組をすべきというような委員の考えがあって進めていくというのは我々としても歓迎すべきと思っています。ただ、条例があり、計画があり議会に諮るという手続があり、あまりややこしくしないためには、この計画は確かに防災、震災の部分が手薄であると、今問題となっている避難所、仮設住宅については確かに手薄であることから、審議会としてこのように考えるというようなものをつくるか、それを活かしていく、あるいは市町村にも示していく、県の担当部局にも配慮していただくという取組は十分可能だと思いますので、是非我々としてもこの計画に準じたところでもう一つつくることは我々としても労力がか

かるかも知れませんが、お願いできるのであれば歓迎したいと思います。

高橋会長：いかがでしょうか。今事務局から説明がありましたが、計画は実施本部をとおして議会にもかけるかたちで成り立っていますので、手続きの問題はありますが、我々審議会としては特に震災後1年を経過して2年目3年目という復興の面では大事な時期を担う審議会としては震災と男女共同参画は検討課題をもって進める必要があると提案したいのですが、ご意見をいただければと思います。

若生委員：会長の考えと進め方は賛成です。ここ十数年来、男女共同参画の取組をしてきたなかで、緊急事態でこのような事象があったということを重く受け止めなければならないとあらためて思いました。3.11の震災が被災地の事象のみならず折り込むことの意味は宮城において大事なことと思います。

伊藤委員：同感です。計画自体は手続的に無理だと思いますので、審議会としてそのような意見を求めていくのは結構なことと思います。

高橋会長：それでは、審議会としてどのように位置付けて、どういう内容にしていくのかということは今後会長副会長事務局と相談をさせていただきながら素案を作って、8月の審議会もありますので、そこで具体的な内容をおはかりするような段取りで準備を進めていただければと、そこで審議会として検討していただくと、そういうかたちで進めさせていただければと思います。よろしくお願いします。その他、何かございますでしょうか。

熊谷委員：男女共同参画という言葉ですが、会議の資料としてはわかりやすいのですが、一般の方にこれが浸透しなければ成長しないと思います。私自身は興味があるので理解しますが興味のない人にとってはこの言葉自体がとてもハードルが高く感じると思います。もっと浸透できる言葉をつくって浸透していくのは不可能なのかなという率直な思いをしました。

私自身も会社の中で非常に厳しいなかで上にあがってきました。男性には、女性委員会をつくってと言われました。私は女性委員会があるなら男性委員会をつくってもいいのではと、言い返し断固反対しました。一緒の土俵で私たちは生きていかなければならない時代に入ってきたわけですから、それをもっと分かりやすく浸透できる言葉として審議会として提案できるのであればと思い意見を申し上げました。

高橋会長：言葉の問題だけではないと思います。結局男女共同参画の目指す内容について県としても一生懸命取り組んでいるけれども、その内容が県民の方にまだ届いていない、我々の力不足という感じもしますが。これは法律、条例に基づくものですので、そのものを正式に変えるというのは難しいと思いますが。

事務局：普及啓発の段階でもっと分かりやすいような言い換えであったり、キャッチフレーズという趣旨であればそれは非常に分かるご意見であり、それがあれば素晴らしいと思います。最近ですとワークライフバランスというような言い方もしますがなかなか浸透しない。昔は男女平等という言葉がありましたが、男女平等では差し障りがあり、男女共同参画に変わったと。広報、普及啓発で浸透が可能であれば、具体的な提言等あればと思います。

吉田副会長：名前を変えろと言われると、防衛的になってしまうが。通称的なものを作れば良いのでは。例えば、地球環境を保持し、持続的な何かのためにCO2の排出を抑制する自動車の普及支援に関する何とかと言うよりは、「エコカー減税」と言う方が分かりやすいように、通称みたいなものを応募しても良いでしょうし、子どもたちにも分かりやすいので通称をもってやれば事業の普及促進をしやすいのでは。

高橋会長：それでは、そういうアイデアがあればいただければと思います。ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

伊藤吉里委員：意見です。私ども使用者団体ということで、相手方は労働団体ですが今年の春季労使協議でどういう話がされたかと申しますと、労働者側からも経営者側からも介護の問題がありました。この問題はますます大きくなる。男女共同参画社会の実現の中でも、介護というどうしても女性の方に負担がかかってくる。育児もそうですが、同等かそれ以上の問題ということで経営者側も労働者側も認識が一致しました。全国では介護を理由に退職せざるを得なかった人が約14万人もおります。県内では1900人、という現実があります。いま資料を見ますと、育児はあるが介護がない。会社、企業側がやらなければならないことがあります、社会でも支えていかなければと思いました。

高橋会長：男女共同参画になりますと子育て、子ども関連の部分はかなり大きく、子どもに焦点がいてしましますが、むしろ、介護の問題が生活的な課題であると思います。ありがとうございました。

(4) その他

その他でございますが何かありますでしょうか。初めての審議会であり、審議会でこういう議論をして欲しいとか、こういう進め方をして欲しいというのがあれば出していただければと思います。すぐに出なければ私会長や事務局に申し出いただければと思います。

(質問・意見等なし)

それでは、議題がすべて終わりましたので事務局にお返しします。

5 閉会

事務局：その他意見等ございませんので、本日の議事はこれで終了となります。以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。長時間の審議ありがとうございました。